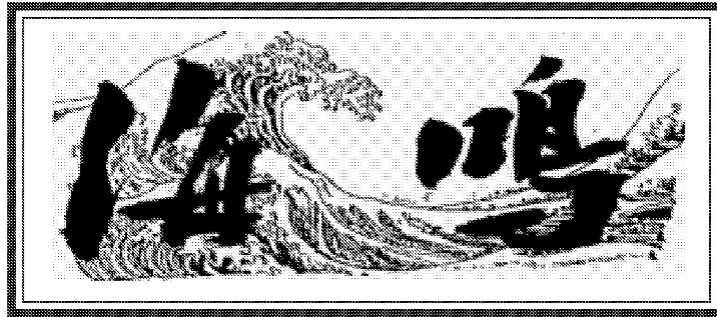


2025年  
1月29日  
第233号  
定期総会報告号



発行人  
新潟大学職員組合  
教育学部分会  
.....  
新潟市西区  
五十嵐2の町8050  
新潟大学教育学部内

## 定期総会が開催されました

### 教員養成と教員配置について活発な意見交換

二〇二四年一月二十六日(木)  
一八時から、新潟大学職員組合  
教育学部分会二〇二四年度定期  
総会が開催されました。組合員

一三名(うち、オンライン出席四  
名)に加え、来賓として、新潟県  
労働金庫の担当者・内山健太郎  
様、職員組合中央執行委員長・逸  
見龍生氏(人文学部)が出席しま  
した。分会委員長の挨拶、来賓の  
挨拶に続いて、議長として下保  
敏和氏(技術教育専修)を選出し、  
議事に進みました。

議事は、二〇二三年度の活動  
報告、決算報告、監査報告、二〇  
二四年度の運動方針案(第一号  
議案)、二〇二四年度予算案(第  
二号議案)の順に進行しました。  
運動方針案について、「一、わた  
したちをめぐる情勢」について。  
国際情勢、国内情勢、大学をめぐ  
る情勢、新潟大学の状況、教育学  
部の状況に分けた形で報告があ  
り、続いて、「二、分会としての  
基本方針」、「三、分会として重  
点的に取り組む課題」、「四、分会と  
しての要求項目と具体的課題」  
が提案されました。議案は、質疑  
応答、意見交換を経て、賛成多数

により採択されました。出され  
た意見を次に紹介します。

#### スイングバイ人事

他学系では分からないが、今  
回のスイングバイ人事は、人文  
社会科学系では、大学執行部の  
責任で落とした初めての事例に  
なるのではないか。教員数〓必  
置数になるまで採用はさせない  
よう意図的にそうしたと見るべ  
きだろう。

「総合的な観点での」役員(学  
長・理事)による選考で採用不可  
と判断された。教員選考委員会  
で十分な業績があると認められ  
補者がこのような評価を受けた  
ことは非常に残念だし不可解だ。

#### 他学部向け教職課程

##### (開放養成)

教育学部における計画養成に  
必要な教員配置と、「開放養成」  
の原則に従って設置されている  
他学部向けの教職課程に必要最  
低限の教員配置との関係は、具  
体的にどうあるべきかを大学執  
行部側にアピールしていく必要  
がある。実際に必置数は開放養

成だけ行っている大学の最低限  
の基準であって、それを教員養  
成の基幹となる計画養成学部  
に適用するのは無理があるとい  
う共通認識が必要だ。

他学部向け教職課程を担当し  
ている専任教員の退職が数年内  
に続く。今回、採用人事が不首尾  
に終わったことで、全学教職セ  
ンターに教職科目を担当できる  
教員を配置しない限り、数年内  
に開放制養成の方が持たなくな  
る事態も覚悟しないといけなく  
なる。

他学部の教員の間には、他学  
部向け教職課程の運営について  
「教育学部が責任を持つのが当  
然だ」という考えがあると聞く  
が、これは間違っている。例えば、  
理学部に設置されている教職課  
程については、理学部が、課程認  
定学部として責任を持つのが基  
本原則である。教育学部は、それ  
に「協力する」に過ぎない。この  
関係が、長い期間、逆転して理解  
され、誤った形で継承されてき  
たのではないか。

教員数の削減が「順調に」進行  
してきた現在においては、教育  
学部が他学部の教職課程の運営  
に協力する余力はほとんどない。  
それでも協力せよというのであ  
れば、相応の教員ポイントを配  
分することが必要になる。今回  
のスイングバイの結果を受けて、

この問題に対する学部のスタン  
スを明確に示すことが必要な状  
況に至っているのではないか。

#### 教育学部における教員配置

教職課程認定基準にのみ教育  
学部の教員配置の根拠を置いて  
いると、かなり工夫しないと「教  
科教育」担当者は採用できない  
ことになる。二〇一九年度以降  
入学生からの教職課程において  
は、科目が「教科及び教科の指導  
法」に関する科目」となったこと  
から中高一種免の「各教科の指  
導法」のところに教職専任教員  
を置く場合、その学科等(学部)  
で出しているすべての教科の  
「各教科の指導法」の科目担当  
者に課程認定上の教職専任教員  
を配置しないと一名とカウント  
されなくなってしまうためだ。  
この条件を充たすことができる  
大学は限られているのが現状な  
ので、教育学部での学士課程教  
育に不可欠な分野として教科教  
育学を位置づけることが必要だ。



社会では「教員不足」が問題視されているが、不思議なことに、これだけこの問題が深刻化しても、「教育学部の学生定員を増員する」という声は、どこからも出てこない。教師の仕事に専門性が必要な仕事であるという認識が成立していないことの表れなのかも知れない。

### 「教員人事ポイントの暫定措置（案）」に対する組合の取り組み

終了後、ご出席頂いた中央執行委員長の逸見龍生氏に、「教員人事ポイントの暫定措置（案）」に関する組合の取り組みについて、ご発言頂きました。

この案が協議、承認された12月20日の教育研究評議会評議会では、柳沼教育学部長の発言に止まり、他の部局長の発言が全くなかったこと、組合から提出した学長交渉の要求（10月30日）に対して、学長からは非常に不誠実な回答（12月23日）があったこと、現在、これに対する抗議文書を作成中であることが報告されました。

当日、報告頂いた内容を含め、この問題に関する中央執行委員会の取り組みを次に整理して紹介します。

10月30日：学長交渉要書（学長宛）を提出。

11月22日：新大職組第92回定期大会において緊急声明を採択。

12月3日：柳沼宏寿教育学部長を講師として、中央執行委員会、分会役員による学習会を開催。

12月4日：学長交渉要書（10月3日提出）に対して、福利厚生課長から返答。

12月12日：右返答に対して抗議文を提出。

12月23日：10月30日提出の要求書に対して、学長から返答。同日、抗議文を提出。

1月31日（予定）：意見交換会を開催（柳沼宏寿教育学部長、出席予定）。

新大職組第92回定期大会（11月22日）において採択された緊急声明は次の通りです。

### 「令和7年度以降の教員人事ポイント制の暫定措置（案）」に関する緊急声明

このたび提案されている「令和7年度以降の教員人事ポイント制の暫定措置（案）」教育研究体制の改革案について、当組合は以下の通り決議いたします。

本改革案は本学の教育研究体制の根幹に関わる極めて重要な

案件であるにもかかわらず、その内容と影響について十分な説明がなされていない現状に、当組合として深刻な危惧を表明いたします。

本組合は、現時点での改革案に対して重大な懸念を抱いており、教職員の教育研究環境に与える影響の大きさに鑑み、現行の提案内容のままでの制度変更には断固として反対の意を表明せざるを得ません。

ついでに、以下の事項を強く要求いたします。第一に、制度変更の具体的内容、その必要性、期待される効果、想定される移行プロセス、並びに教育研究活動への影響について、改革案の詳細な説明を求めます。第二に、本組合および学内の教職員各位との十分な意見交換の機会を設けることを要請いたします。

本組合は、これらの要求事項について誠実な対応を求めるとともに、本組合の意見を十分に考慮した改革案の抜本的な再検討を強く要請いたします。

本決議に基づき、大学当局との建設的かつ誠実な協議の即時開始を求めます。

令和6年11月22日

新潟大学職員組合

第92回定期大会代議員一同

### 定期総会参加を契機として考えたこと

釜本 健司（社会科教育）

2024年12月26日に開催された教育分会総会では、議案1「教育学部をめぐる情勢」として、中央教育審議会に対する諮問が取りあげられました。

この諮問に対して、情勢の中では「教職課程の単位数の大幅削減を含めた検討を要請する予定」とされていました。

諮問では、教職課程について「我が国の教師養成の中核を担う大学の教職課程がその役割を果たし続けていくために、教職課程の学修内容や学修方法がどのようにあるべきか、教員養成フラッグシップ大学の取組も勘案しつつ、今後の教職課程の在り方について御検討をお願いいたします」とされていました。

また、2024年10月1日に開催された第144回教員養成部会では、「専門職として教員になりたいと思つて4年間しっかり学ぶ意思のある学生に対して、どういう免許を与えていくのかしつかり議論する必要がある」という意見が出されていました。

これらのことから、今回の諮問においても、初中等学校教員

教養成する大学の教職課程、特にそこで教員養成を主な目的とする学部が大きな期待を担い、重要な役割を果たすことが期待されています。

そうであるにもかかわらず、教員養成教育を担っている大学の教職課程の役割が小さくなるかのような教育専門紙の報道とそうした報道を招く議論のあり方には、批判的な分析が必要であると考えました。

さらに、大学にとって重要なのは、この諮問でも「学校教育に不可欠な教師人材を安定的に輩出するために必要な教職課程が大学において継続的に開設、実施できるようにするための方策についても御検討をお願いいたします」とされたことです。

この諮問やそれをめぐる教員養成審議会の議論では、教師教育をめぐる大学院の役割が重視されています。本学で進行中の大学院改革が、この方向を受け止めて、高い専門性を備えた学校教員の養成に資するものとなることを期待します。

さらに、本学教育学部に引きつけて考えると、これからの日本の学校教育を担う豊かな力量をもった教員を養成する中核にふさわしい充実した教育研究体制をもつ教員養成課程の構築が必要不可欠といえます。